

## 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

質問に対する回答の対応（未回答 誠意 公平 信頼 能率）

1. 東京都は外環ノ2 地上部街路は都市計画として残っている。この部分に関する議事録を速やかに提出せよ
2. なぜ 大泉以北の外環ノ2が廃止されたのか  
廃止しても 都内の都市計画道路のネットワーク機能は十分保たれる とした理由は何か？  
廃止にあたり 地元住民の意向を聞いたか？ なぜ杉並区の住民の意向を確認するのか？  
必要性の有無を決定した理由およびその根拠は何か？広域機能、防災、環境、安全、ライフラインそれぞれについて説明せよ
3. 昭和41年の都市計画決定された時 対象区域を特定するための付属図書として作成された計画図原本の存在の有無？ もし存在するならコピーで提出せよ  
有料の場合は私が負担するから速やかに提出せよ
4. 石原都知事 平成23年12月22日定例記者会見に対する都職員の対応に関する緊急対策手続として

中島 滋

**第 1 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会  
質問に対する回答**

【質問事項】	【回答】
昭和 41 年、外環の 2 の都市計画審議会における議事録の内容（交通や防災などの機能の記載があるかどうか）	都市計画審議会での説明では、環状 6 号線の外側の都市計画道路について一括で審議を行っており、自動車交通の処理に関する説明がされました。
昭和 41 年の都市計画決定に係る書類の有無の確認とそれを公表できるかどうか	<p>〈都市計画決定に係る書類〉</p> <p>① 告示（昭和 41 年 7 月 30 日建設省告示第 2428 号） 都市計画決定したことを公にしたもの</p> <p>② 縦覧図書 起点、終点、幅員、延長などを記載している表</p> <p>③ 都市計画審議会で説明を補完するための資料（都市計画街路網図） 3000 分の 1 の図面</p> <p>〈書類の入手方法〉</p> <p>告示は官報で確認することができるとともに、国会図書館ほか、主要な図書館で閲覧や写しを入手することができます。縦覧図書、説明を補完するための資料は、手続きをしていただければ写しの交付が可能となります。</p>
なぜ外環本線が凍結したか？	昭和 45 年に参議院の建設委員会において、当時の建設大臣が「地元と話し得る条件が整うまでは強行すべきじゃない」といった主旨の発言をされており、それがいわゆる凍結宣言とされています。
平成 13 年計画のたたき台発表の時、外環の 2 をどのように説明したか？（外環本線が地下化する時、外環の 2 も地下に入ると説明したはずである。）	東京外かく環状道路の計画のたたき台（H13 年 4 月）のパンフレットなどにより、地上部の利用については、それぞれの地域の実情や、地域の意向等にあわせて検討するためのメニューを示すと説明しました。外環の 2 が地下に入るといった説明はしておりません。
平成 13 年「現状の市街地を維持することができます」と公表した時の説明内容の確認	それぞれの地域の実情や地域の意向等にあわせて今後検討するためのメニューのひとつとして、地上部街路の概要、経緯（資料 1-2 の 4 ページ）にあるように住宅・地域コミュニティを維持する場合は示しました。その例示のひとつとして「現状の市街地を維持することができます」とパンフレットに記載しています。

**構成員からのご意見カード**

【意見・質問事項】	【回答】
<p>地上部街路をどうするかの本題について、いい話し合いをしたい。</p> <p>地上部の南北道路は必要である。道路周辺に木を植えて、緑化することが必要である。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

事業、本体着工しないのであれば、1都5県の事業としてやるというような決議を決めているのですけれども、それについて知事がどうお考えになるか。

【知事】1都5県でやる？そんなもの、できっこないじゃないの。あなた、法律知っているの？あれは、前原自身が知らなかったみたいなんだ。国交大臣の時、上田(きよし 埼玉県)知事が、言っていたけれど、僕はそのとき現場にいたわけじゃありませんが、この共同事業のプロジェクトというのは、参画している1都5県が、これを途中で政府が中止した段階では、議会にかけて、承諾しない限り、中止というのは成立しないんですよ。そういう法律の規程を、どうも前原さんは知らなかったみたいだね。今だったら知っているだろうけれど。それから、もう1つ、何様なんだ、あの人は一体。彼は政府が決めた国家予算というものを部分的に否定したら、それで何がまかり通るんですか。彼一人が反対するんだったら、辞任せざるを得ないだろうね、政調会長。議会制民主主義、政党政治のしきたりというのはそういうもので、それがルールじゃないですか、暗黙の。ということ。

はい、ほかにどうぞ。

【記者】外環について。先週もちよっとお伺いしたのですけれども、地上の街路について、先週お伺いした時、知事、現地を見てみないと分からないとおっしゃったのですが、知事が初当選されて、1期目の時にご覧になられた吉祥寺の辺りの、まさに外環本線の真上に都道、幅員40メートルの都道をつくるという話なのですけども、そうすると、結局、地上の用地買収が必要になるということであれば、外環本線も多額な事業費をかけて、大深度地下(地中の構造物等より下の部分で、通常利用されない地下空間)につくらずともいいのではないかというような矛盾を感じるのですけれども、そこはいかがでしょうか。

【知事】その問題、私、あまりつまびらかにしていないんで、もう一回、都市整備局に聞きますが、私が現場見た時は、ここへつくるといって、家を改造することもできず、立ち退くわけにいかず、半殺しになっているようなレベルの住宅がずっと続いていましたよ。その地下に、結局、通さざるを得ないと私は思ったんだけど、更にその上に、新しい都道をつくらうと言うの？

【記者】もとの都市計画決定、高架方式で最初に都市計画決定した時に、高架の側道としてつくる都道がまだ残ったままになっているんです。それを……。

【知事】道路計画として、今、残っているの？

【記者】ええ。それを今、各沿線自治体ごとに都の方で話し合いの会というのをやっているのですけれども。

【知事】そうですね。詳しい報告は聞いていませんが、問題があるなら、もう一回現場行って、確かめてきますけれども。いずれにしろ、話はそれること

になるかもしれないが、地下で外環つくった時に、どこかにジャンクションをつくらないといけません。その周りの土地の収用というのは当然必要になってくると思いますけれども、最初、杉並区長は「ジャンクションは要らない」と言ったけれど、この頃、また指針も変わってきたようですが、いずれにしろ、外環は、新しい公共事業が起こる時に、多少の犠牲伴わざるを得ないけれども、それをうまく整理し、完成することが、東京だけじゃなく、国益につながると思いますんで、再三申しているみたいに、それができないと、一旦緩急の時に東西が分断されることになりかねませんから、絶対に必要なインフラだと思うし、東京のためじゃなく、日本全体のための問題ですから、そういう問題が出てきているのであれば、私、もう一回現場行って、確かめます。

【記者】外環についてもう1点。2020年までに、練馬一世田谷間を完成させるということなのですが、1兆3,000億円、4,000億円でしたか、その事業費をならすと、年間千数百億円の予算がつかないと、2020年までには完成しないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

【知事】それは、国と都の分担というものがあるでしょうから。しかし、個人でなく、新聞として、外環の意味合いはどう考えているのよ。

【記者】もともとPIが始まる時には……。

【知事】PIって何？

【記者】パブリック・インボルブメント(住民参加)の……。

【知事】日本語で言ってくれよ、そんなものは。

【記者】都の方でPIというふうに言っていたのですけれども……。

【知事】俺、英語、よく分からないからね。

【記者】特集記事を組むなり、それなりに住民参加で道路計画をつくっていくということについては賛同していたと思うのですが。

【知事】住民の参加も必要だし、住民の反対もあるだろうけど、了解というのを最後に得なかったら、だめだと思います。

はい、どうぞ。

【記者】先ほどの国のあり方のお話に関連してなのですが、知事は、第三極の存在というか、そういうものが必要だというふうに……。

【知事】国政のね。

【記者】国政の。必要だとおっしゃってきたと思うのですが……。

○東京都職員服務規程

昭和47年4月1日  
訓令第122号  
庁中一般  
支庁  
事業所  
採用委員会事務局  
地方労働委員会事務局

東京都職員服務規程を次のように定める。

東京都職員服務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、常勤の一般職の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下『職員』と総称する。)の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平13訓令8・一部改正)

(服務の原則)

第2条 職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(平11訓令9・一部改正)

(履歴事項の届)

第3条 新たに職員となつた者は、すみやかに所定の用紙による履歴書を提出しなければならない。

2 職員は、氏名、本籍のある都道府県名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、別に定めるところにより速やかに届け出なければならない。

(平3訓令128・平7訓令3・一部改正)

(旧姓の使用)

第3条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下『婚姻等』という。)により戸籍上の氏を改めた後も、総務局長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下『旧姓使用』という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。

3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。

4 職員は、旧姓使用を行うに当たつて、都民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

5 任命権者を異にする異動があつた者で、現に人事記録に旧姓使用に係る事項が記録されているものは、旧姓使用を行うものとする。

(平14訓令91・追加)

(職員カード)

第4条 職員は、職務の執行に当たつては、常に職員カード(別記様式第1号)を所持しなければならない。

2 職員は、所属の異動があつたときは、職員カードに磁気情報として記録されている事項等の変更のため、速やかに職員カードを提出しなければならない。

3 職員は、職員カードの有効期限が到来し、又は氏名の変更があつたときは、速やかに職員カードを返還

## ○東京都職員健康管理規則

昭和五九年三月三十一日  
規則第五六号

東京都職員健康管理規則を公布する。

東京都職員健康管理規則

東京都職員健康管理規則(昭和三十六年東京都規則第九十五号)の全部を改正する。

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 安全衛生管理体制(第六条・第七条)
- 第三章 健康障害の防止(第八条—第十一条)
- 第四章 職員の健康管理(第十二条—第二十七条)
- 第五章 安全衛生教育等(第二十八条・第二十九条)
- 第六章 雑則(第三十条・第三十一条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この規則は、職員の安全と健康を確保するとともに快適な作業環境の形成を促進し、もって職員の福祉の増進と行政能率の向上を図ることを目的とする。

## (法令との関連)

第二条 職員の健康管理については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 局 東京都組織規程(昭和三十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。)第八条第一項に規定する本庁の局並びに青少年・治安対策本部、病院経営本部、中央卸売市場、労働委員会事務局及び収用委員会事務局をいう。
- 二 事務所 組織規程別表三に掲げる本庁行政機関(二総務局所属の部(三)東京都消防訓練所の項及び前号に掲げる機関を除く。)及び別表四に掲げる地方行政機関をいう。
- 三 局長 組織規程第九条第一項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、労働委員会事務局長及び収用委員会事務局長をいう。
- 四 職員 東京都から給料を受けている者で、第一号に掲げる局及び第二号に掲げる事務所に勤務するものをいう。ただし、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職を命ぜられた者を除く。

(昭五九規則二一一・昭六二規則四三三・昭六二規則一〇一・平元規則二一四・平二規則一四七・平七規則一五九・平八規則二一九・平九規則一三三・平一三規則五八・平一三規則二〇八・平一四規則一五〇・平一六規則一三六・平一六規則二四八・平一七規則一一二・平一七規則一四一・平一八規則二一・平一八規則一二二・平一九規則一三二・平二〇規則一五四・平二二規則六九・一部改正)

## (所属長の責務)

第四条 所属長(局長及び事務所の長をいう。以下同じ。)は、職員の安全と健康の確保に努めなければならない。

(平一八規則二一・平一九規則一三二・一部改正)

## (職員の義務)

第五条 職員は、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

## 第二章 安全衛生管理体制

## (安全衛生管理者等)

第六条 労働安全衛生法(昭和三十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第十条から第十四条までに規定する安全衛生管理者等の設置については、東京都安全衛生管理者等設置規程(昭和三十九年東京都訓令第四十三号)に定めるところによる。

(平二〇規則五四・一部改正)

## (安全衛生委員会)

第七条 法第十七条から第十九条までに規定する安全衛生委員会の設置及び運営については、東京都安全衛生委員会設置規程(昭和三十九年東京都訓令第四十四号)に定めるところによる。

(平二〇規則五四・一部改正)

## 第三章 健康障害の防止

## (有害な業務に係る措置)

第八条 所属長は、ガス、蒸気、粉じん、放射線、騒音、振動、その他の有害因子による職員の健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

## (経過観察のための健康診断)

第十八条 総務局長及び局長は、第十五条から前条までに規定する健康診断の結果、健康管理上特に必要があると認める職員について、経過観察のための健康診断を行うものとする。

(昭六二規則一〇一・平一九規則一三二・平二〇規則五四・一部改正)

## (判定)

第十九条 総務局長及び局長は、健康診断を行つたときは、指定医師をして、別表二に掲げる管理区分のいずれに該当するかを判定させるものとする。

- 2 政令第二十二條に規定する有害な業務及び省令第十三條第一項第二号に掲げる業務に従事する職員(以下「有害業務従事者」という。)の健康診断にあつては、前項の判定のほか、当該業務との関連を別表二に掲げる区分に従つて表示するものとする。
- 3 粉じん作業従事者の健康診断にあつては、前二項の判定のほか、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第十三條の規定に基づき、じん肺の所見の有無を判別させるものとする。

(昭六二規則一〇一・平一九規則一三二・平二〇規則五四・一部改正)

## (健康診断結果の事後措置)

第二十条 所屬長は、健康診断の結果に基づき、別表三の上欄に掲げる管理区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる事後措置の基準により措置するものとする。

- 2 所屬長は、健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認める場合は、作業環境の測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(昭六二規則一〇一・平一八規則二一・一部改正)

## (結核性疾患に対する事後措置)

第二十一条 知事及び所屬長は、職員が結核性疾患にり病している場合は、前条に規定する事後措置を行うほか、別表四の上欄に掲げる管理区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる事後措置の基準により措置するものとする。

(昭六二規則一〇一・平一八規則二一・一部改正)

## (有害業務従事者に対する事後措置)

第二十二条 知事及び所屬長は、有害業務従事者に対する健康診断の結果に基づき、第二十条に規定する事後措置を行うほか、当該職員が従事する業務との関連等を考慮して、別表五の上欄に掲げる管理区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる事後措置の基準により措置するものとする。

- 2 前項の規定は、粉じん作業従事者に対する健康診断及び労働基準局長の指導等に基づいて行う健康診断についてもこれを準用する。

(昭六二規則四三・昭六二規則一〇一・平一八規則二一・平二〇規則五四・一部改正)

## (健康診断結果の記録)

第二十三条 所屬長は、職員の健康診断結果を記録した健康診断個人票を作成し、これを五年間(法令に特別の定めがある場合は、当該期間)保存しなければならない。

## (面接指導)

第二十三条の二 所屬長は、労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して総務局長が定める要件に該当する職員に対し、総務局長が定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

- 2 所屬長は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。
- 3 所屬長は、面接指導を行つたときは、当該面接指導を実施した医師をして、別表二に掲げる勤務の面の管理区分のいずれに該当するかを判定させるものとする。
- 4 所屬長は、面接指導の結果に基づき、別表三の上欄に掲げる勤務の面の管理区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる事後措置の基準に準じて措置するものとする。
- 5 所屬長は、第一項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であつて健康への配慮が必要なものについては、総務局長が定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(平一八規則二一・追加、平二〇規則五四・一部改正)

## (精神保健管理)

第二十四条 総務局長は、次に掲げる精神保健管理を行う。

- 一 精神保健相談
- 二 精神障害の治療指導及び予防指導
- 三 精神保健に関する知識の啓発等

- 2 所屬長は、精神保健に関する知識の啓発に努めるとともに、必要があると認める場合は、職員に対し、受診の勧奨等適切な措置を講じなければならない。